

令和 3 年度介護報酬改定における留意事項

本資料では、主に運営基準に係る改正点について、特に取扱いに留意いただきたい項目について整理しています。事業者には義務付けがなされている項目については、基準や解釈通知を確認の上、厚生労働省ホームページに掲載されている資料等も活用しながら御対応ください。

【全サービス共通】

- 1 感染症対策の強化
- 2 業務継続に向けた取組の強化
- 3 ハラスメント対策の強化
- 4 利用者への説明・同意等に係る見直し
- 5 高齢者虐待防止の推進

【居宅介護支援】

- 6 質の高いケアマネジメントの推進

1 感染症対策の強化（資料 2-①：3 ページ）

- ◎介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。その際、3 年の経過措置期間を設けることとする。
- 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
- その他のサービス（訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス）について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

➡経過措置期間中（令和 6 年 3 月末まで）に、「委員会の開催」「指針の整備」「研修及び訓練の実施」の取組を行ってください。

（1）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）

①構成メンバー

- 感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい
（感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい）
- 専任の感染対策を担当する者（感染対策担当者）を決めておくことが必要

②開催頻度

- 定期的（おおむね 6 月に 1 回以上）に開催（※密着特養は 3 月に 1 回以上） 別紙参照
- 感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催

（2）感染症の予防及びまん延防止のための指針

①規定すべき内容

- 平常時の対策：事業所内の衛生管理、ケアにかかる感染対策等
- 発生時の対応：発生状況把握、感染拡大防止、関係機関との連携、行政等への報告等

（3）感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

①研修内容

- 感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもの
- 事業所の指針に基づき、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うもの

②研修の頻度等

- 定期的（年 1 回以上）に実施（※施設系・居住系サービスは年 2 回以上） 別紙参照

③訓練（シミュレーション）の実施

- 内容：事業所内の役割分担の確認、感染対策をした上でのケアの演習等
- 頻度：定期的（年 1 回以上）に実施（※施設系・居住系サービスは年 2 回以上） 別紙参照

◆厚生労働省 HP（下記 URL）に「介護現場における感染対策の手引き」等が掲載されていますので、御活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha_taisakumatome_13635.html

2 業務継続に向けた取組の強化（資料 2-①：4 ページ）

◎感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、3 年間の経過措置期間を設けることとする。

➡経過措置期間中（令和 6 年 3 月末まで）に「感染症」及び「災害」に係る業務継続計画を策定し、職員へ周知するとともに、研修や訓練（シュミレーション）を実施する必要があります。

（１）感染症に係る業務継続計画の策定

「感染症に係る業務継続計画」には、以下の項目等を記載すること

- ①平時からの備え
- ②初動対応
- ③感染拡大防止体制の確立

（２）災害に係る業務継続計画の策定

「災害に係る業務継続計画」には、以下の項目等を記載すること

- ①平常時の対応
- ②緊急時の対応
- ③他施設及び地域との連携

（３）研修の実施

①研修内容

業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする

②開催頻度

定期的（年 1 回以上）に実施（※施設系・居住系サービスは年 2 回以上） 別紙参照

○感染症→感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施可能

（４）訓練（シュミレーション）の実施

①訓練内容

事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等

②訓練頻度

定期的（年 1 回以上）に実施（※施設系・居住系サービスは年 2 回以上） 別紙参照

○感染症→感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施可能

○災害→非常災害対策に係る訓練と一体的に実施可能

◆厚生労働省 HP（下記 URL）に「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン」や研修動画が掲載されています。また、業務継続計画のひな型（Word 様式）が示されていますので、御活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

補足 災害に係る業務継続計画の作成について

「災害に係る業務継続計画」のひな型には、下記を掲載・記載するページがあります。

- 事業所所在地のハザードマップを掲載するページ（２ページ目）
- 自治体公表の被災想定を記載するページ（３ページ目）

【ハザードマップについて】

鹿屋市役所 HP（下記 URL）から「ハザードマップ（総合・洪水・土砂災害・津波）」を御確認いただけます。自事業所周辺のマップを確認の上、計画に掲載する（または巻末に添付する）等、御対応ください。

<https://www2.wagmap.jp/kanoya/Portal>

（鹿屋市役所ホーム＞暮らし・手続き＞防災・防犯・交通安全＞防災＞防災マップ＞まっぷ de かのや）

【被災想定について】

鹿屋市役所 HP（下記 URL）から「鹿屋市地域防災計画」等の各種計画を御確認いただけます。計画内の「第５章 被害の想定」等の項目を参考に、被災想定について記載してください。

<https://www.city.kanoya.lg.jp/syoubou/kurashi/bosai/bosai/bosaikekaku.html>

（鹿屋市役所ホーム＞暮らし・手続き＞防災・防犯・交通安全＞防災＞計画＞防災関連の計画等）

▼被災想定の記事例▼ ※鹿屋市地域防災計画（震災対策編）第１部 第５章「災害の想定」（P1-5-1～）より抜粋・整理。

鹿屋市地域防災計画では、「種子島東方沖地震」が本市に最も大きな被害をもたらすと想定されており、仮に種子島東方沖地震が発生した場合、以下の危険性が想定される。

○種子島東方沖地震

〔震 度〕 ６弱（マグニチュード 8.2）

〔津 波〕 津波高 2.21m、到達時間 104 分

〔液状化〕 沿岸部を中心に発生

項目		被害想定結果	本市の被害の概況（復旧予想）
建物被害	建物棟数	43、600 棟	・市内の建物のうち、約 2,700 棟が全・半壊する。
	全壊棟数	470 棟	
	半壊棟数	2、200 棟	
火災被害		無し	・延焼火災の危険性が少ないと想定される。
人的被害	死者	10 人	・発災直後、市中心部周辺は、徒歩帰宅者があふれる可能性がある。 ・避難者は被災 1 週間後が最大となる。
	負傷者	90 人	
	重傷者	50 人	
	避難者数	3、200 人	
ライフライン被害	上水道	断水率 16%	・各地で断水が起きる。
	下水道	機能支障率 3%	・機能支障が発生した場合、水洗トイレが使用不可となる。
	電力	停電率 僅か	・僅かではあるが、停電が発生する。
	固定電話	不通回線率 僅か	・回線の混雑が 1 週間から 10 日程度続く可能性がある。
	ガス	供給停止率 2%	・供給停止戸数は少ないと想定される。
道路被害		70 箇所	・津波が川を遡上することに伴い氾濫する。

3 ハラスメント対策の強化（資料 2-①：115 ページ）

◎介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることとする。

→職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントに関して、事業者には方針等の明確化や相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることが義務付けられています。

（大企業は令和 2 年 6 月 1 日、中小企業は令和 4 年 4 月 1 日から施行）

●中小企業・・・資本金 5000 万円以下又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の企業

（１）事業主が講ずべき措置

- ①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ②相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

（２）事業主が講じることが望ましい取組

- ①カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等

◆厚生労働省 HP（下記 URL）に、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」や研修資料、事例集などが掲載されていますので、御活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

4 利用者への説明・同意等に係る見直し（資料 2-①：136 ページ）

◎利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行う。

- 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。
- 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。

◆ケアプランや重要事項説明書等の書面同意については、署名が基本となります。

◆押印については省略可能です。ただし、押印の省略を強制するものではありません。事業者の判断により引き続き押印を求めることも差し支えありません。

◆電磁的方法による場合は、署名による書面同意は不要です。

（例）事業者が、重要事項説明書等の書類を利用者に渡した上で、口頭で利用者に説明を行い、利用者が電子メールで了解した旨を事業者へ送り、それを保存しておく方法 等

5 高齢者虐待防止の推進（資料 2-①：159 ページ）

◎全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

➡経過措置期間中（令和6年3月末まで）に、「委員会の開催」「指針の整備」「研修の実施」「担当者の選任」の取組を行ってください。

➡「虐待の防止のための措置に関する事項」を運営規程に位置付けてください。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会

①構成メンバー

○管理者を含む幅広い職種で構成する

②開催頻度

○定期的に開催（具体的な頻度の規定はなし）

③検討事項

イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること

ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること

ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

④その他

○虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい

○他の会議体（委員会等）と一体的に設置・運営することも可能

○委員会の結果は従業者に周知徹底を図ること

（2）虐待の防止のための指針

「虐待の防止のための指針」には以下の項目を盛り込むこと。

イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項

ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

（３）虐待の防止のための従業者に対する研修

①研修の内容

- 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもの
- 事業所の指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うもの

②研修の頻度等

- 職員教育の徹底ために、指針に基づいた研修プログラムを作成
- 定期的（年１回以上）に実施（※施設系・居住系サービスは年２回以上）

別紙参照

（４）虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

上記（１）～（３）の措置を適切に実施するための「専任の担当者」を置くこと

※虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい

（５）運営規程への位置づけ

虐待防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること

《参考》令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol. ３）

【全サービス共通】

問１ 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が１名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的にしなければならないのか。

（答）

- ・ 虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的実施していただきたい。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。
- ・ 例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。
- ・ 研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。

6 質の高いケアマネジメントの推進（資料 2-①：52 ページ）

- ◎ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業所に、以下について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表することを求める。
 - 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
 - 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

➡利用者又はその家族に対し、①②について説明を行うことが義務付けられています。

- ①前 6 月間に居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（訪問介護等）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合
- ②前 6 月間に居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の事業者によって提供されたものが占める割合

- ◆文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行い、署名を得るようにしてください。
- ◆居宅介護支援の提供開始に際し行ってください（6 か月ごとに説明するわけではない）。
- ◆下記 Q & A にあるとおり、重要事項説明書の別紙に割合等を記載し説明する方法が考えられます。

《参考》令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 3）

○ 契約時の説明について

問 111 今回の改定において、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者に、前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下、訪問介護等という。）の各サービスの利用割合及び前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合（以下、訪問介護等の割合等）の説明を行うことと定められたが、具体的な説明方法として、どのような方法が考えられるか。

（答）

- ・ 例えば、以下のように重要事項説明書等に記載し、訪問介護等の割合等を把握できる資料を別紙として作成し、居宅介護支援の提供の開始において示すとともに説明することが考えられる。
- ・ なお、「同一事業者によって提供されたものの割合」については、前 6 か月間に作成したケアプランに位置付けられた訪問介護等の各事業所における提供回数のうち（※同一事業所が同一利用者に複数回提供してもカウントは 1）、同一事業所によって提供されたものの割合であるが、その割合の算出に係る小数点以下の端数処理については、切り捨てても差し支えない。

<例>

※重要事項説明書

第●条 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

※別紙

別紙

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 ●%
通所介護 ●%
地域密着型通所介護 ●%
福祉用具貸与 ●%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	〇〇事業所 ●%	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%
通所介護	△△事業所 ●%	××事業所 ●%	〇〇事業所 ●%
地域密着型通所介護	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%	××事業所 ●%
福祉用具貸与	××事業所 ●%	〇〇事業所 ●%	□□事業所 ●%

問 112 今回の改定により、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等を説明することを義務づけ、それに違反した場合は報酬が減額されるが、令和3年4月以前に指定居宅介護支援事業者と契約を結んでいる利用者に対しては、どのように取り扱うのか。

（答）

- ・ 令和3年4月以前に契約を結んでいる利用者については、次のケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましい。
- ・ なお、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について、当該事業所が、令和3年4月中に新たに契約を結ぶ利用者等において、当該割合の集計や出力の対応が難しい場合においては、5月以降のモニタリング等の際に説明を行うことで差し支えない。

(別紙) サービス種別ごとの「委員会」「研修」「訓練」の整理

事業種別	感染症対策			業務継続		高齢者虐待防止	
	委員会	研修	訓練	研修	訓練	委員会	研修
居宅介護支援	おおむね 6月に1回以上 (必要に応じ 随時開催) ※例外あり	年1回以上 (新規採用時) 実施することが 望ましい	年1回以上	年1回以上 (新規採用時) 実施することが 望ましい	年1回以上	定期的に開催	年1回以上 (新規採用時) 必ず実施
介護予防支援	おおむね 6月に1回以上 (必要に応じ 随時開催)	年1回以上 (新規採用時) 実施することが 望ましい	年1回以上	年1回以上 (新規採用時) 実施することが 望ましい	年1回以上	定期的に開催	年1回以上 (新規採用時) 必ず実施
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	おおむね 6月に1回以上 (必要に応じ 随時開催)	年1回以上 (新規採用時) 実施することが 望ましい	年1回以上	年1回以上 (新規採用時) 実施することが 望ましい	年1回以上	定期的に開催	年1回以上 (新規採用時) 必ず実施
地域密着型 通所介護	おおむね 6月に1回以上 (必要に応じ 随時開催)	年1回以上 (新規採用時) 実施することが 望ましい	年1回以上	年1回以上 (新規採用時) 実施することが 望ましい	年1回以上	定期的に開催	年1回以上 (新規採用時) 必ず実施
認知症対応型 通所介護	おおむね 6月に1回以上 (必要に応じ 随時開催)	年1回以上 (新規採用時) 実施することが 望ましい	年1回以上	年1回以上 (新規採用時) 実施することが 望ましい	年1回以上	定期的に開催	年1回以上 (新規採用時) 必ず実施
小規模多機能型 居宅介護	おおむね 6月に1回以上 (必要に応じ 随時開催)	年1回以上 (新規採用時) 実施することが 望ましい	年1回以上	年1回以上 (新規採用時) 実施することが 望ましい	年1回以上	定期的に開催	年1回以上 (新規採用時) 必ず実施
認知症対応型 共同生活介護	おおむね 6月に1回以上 (必要に応じ 随時開催)	年2回以上 (新規採用時) 実施すること	年2回以上	年2回以上 (新規採用時) 実施すること	年2回以上	定期的に開催	年2回以上 (新規採用時) 必ず実施
地域密着型 特定施設入居者 生活介護	おおむね 6月に1回以上 (必要に応じ 随時開催)	年2回以上 (新規採用時) 実施すること	年2回以上	年2回以上 (新規採用時) 実施すること	年2回以上	定期的に開催	年2回以上 (新規採用時) 必ず実施
地域密着型 介護老人福祉 施設入所者 生活介護	おおむね 3月に1回以上 (必要に応じ 随時開催)	年2回以上 (新規採用時) 実施すること	年2回以上	年2回以上 (新規採用時) 実施すること	年2回以上	定期的に開催	年2回以上 (新規採用時) 必ず実施

※例外：居宅介護支援事業所の従業者が1名である場合は、感染症対策委員会を開催しないことも可。